

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の概要

現在6つある国立高度専門医療センターを、それぞれ平成22年度から非公務員型の独立行政法人へ移行させるため、所要の措置を講ずる。

組織形態

【平成22年3月まで】

国立高度専門医療センター(NC)

- ・国立がんセンター
- ・国立循環器病センター
- ・国立精神・神経センター
- ・国立国際医療センター
- ・国立成育医療センター
- ・国立長寿医療センター



【平成22年4月】

国立高度専門医療研究センター

- ・(独)国立がん研究センター
- ・(独)国立循環器病研究センター
- ・(独)国立精神・神経医療研究センター
- ・(独)国立国際医療研究センター
- ・(独)国立成育医療研究センター
- ・(独)国立長寿医療研究センター

業務等

法人は、国民の健康に重大な影響のある

- ・がんその他の悪性新生物
- ・循環器病
- ・精神疾患、神経疾患、筋疾患、知的障害その他の発達障害等
- ・感染症その他の疾患であって、国際的な調査、研究を必要とするもの
- ・母性、乳幼児等の難治性疾患その他の疾患
- ・加齢に起因する疾患

に係る医療の調査、研究及び技術の開発、これらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修、医療政策の提言等の業務を行い、国内の医療水準をリードし、国際的な医療研究のネットワークに参画できる機関とする。

- ※ 非公務員型の独立行政法人として設立（職員に争議権あり）。
- ※ 役員には、各センターごと理事長1人、監事2人に加え、下記の数の理事が法定されている。
 - ・(独)国立がん研究センター……5人以内
 - ・(独)国立循環器病研究センター……3人以内
 - ・(独)国立精神・神経医療研究センター……4人以内
 - ・(独)国立国際医療研究センター……6人以内
 - ・(独)国立成育医療研究センター……3人以内
 - ・(独)国立長寿医療研究センター……3人以内

施行期日

【法律の施行期日】平成22年4月1日（設立準備に必要な規定は公布日）

※ 行政改革推進法（平成18年法律第47号）及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）により、国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末日で廃止することとされている。

国立高度専門医療研究センターを中核に取り組む 主な医療課題

国立がん研究センター

がん

総患者数152万人
(平成20年患者調査より)
年間36万人が死亡
(平成23年人口動態統計より)

医療・研究

- ・がん発症予防・リスク要因の究明
- ・遺伝子診断、分子標的治療など高度先駆的な医療の開発研究
- ・難治性がん治療技術開発、評価

人材育成・情報発信

- ・がん診療連携拠点病院
- ・質の高いがん診断・治療技術の均てん
- ・がん情報サービス・患者必携などの提供

国立循環器病研究センター

循環器病

総患者数1,119万人
(平成20年患者調査より)
年間32万人が死亡
(平成23年人口動態統計より)

医療・研究

- ・完全埋め込み型人工心臓開発
- ・生理活性ペプチドを用いた治療薬開発
- ・テーラーメイド医療・細胞治療法の開発
- ・バイオマーカーの探索

人材育成・情報発信

- ・循環器病領域におけるリーダーの育成
- ・一般市民・医療従事者への心肺蘇生法の普及
- ・国民向けの循環器病関連情報の発信

国立精神・神経医療研究センター

精神・神経疾患

精神・神経疾患総患者数 417万人
(平成20年患者調査より)
年間自殺者数 3万人
(平成23年人口動態統計より)

医療・研究

- ・精神神経疾患の新規治療薬の開発
- ・遺伝子治療技術の開発
- ・発達障害の病因病態研究

人材育成・情報発信

- ・臨床研究・治験ネットワークの整備推進
- ・災害時のこころの情報支援・自殺総合予防対策

我が国が対応すべき疾患群

医療・研究

- ・HIV/AIDS・ウイルス性肝炎の新薬開発
- ・再生医療・細胞療法の開発
- ・糖尿病へのテーラーメイド医療の開発

人材育成・情報発信

- ・最先端のエイズ・肝炎の医療情報提供
- ・根拠に基づいた糖尿病治療法の普及
- ・開発途上国への専門家の養成・派遣

医療・研究

- ・不妊症・周産期異常の究明
- ・胎児手術、遺伝子治療
- ・再生医療の確立

人材育成・情報発信

- ・救急にも対応できる小児科医の養成
- ・妊婦・子どものための医薬品安全情報発信

医療・研究

- ・認知症の予防と最適な診断及び治療法の開発
- ・骨粗鬆症及びサルコペニアの予防法の開発
- ・健康寿命の延伸と看取り技法の開発

人材育成・情報発信

- ・認知症ネットワークの確立
- ・在宅医療の推進
- ・介護予防の普及

HIV感染者累計1万2千人
(平成24年5月エイズ動向委員会資料より)
糖尿病予備軍 2,210万人(推計)
(平成19年国民健康・栄養調査より)
感染症及び糖尿病等

国立国際医療研究センター

年間周産期死亡数4,300人
(平成23年人口動態統計より)
年間未成年者の事故死 1,700人
(平成23年人口動態統計より)
成育医療

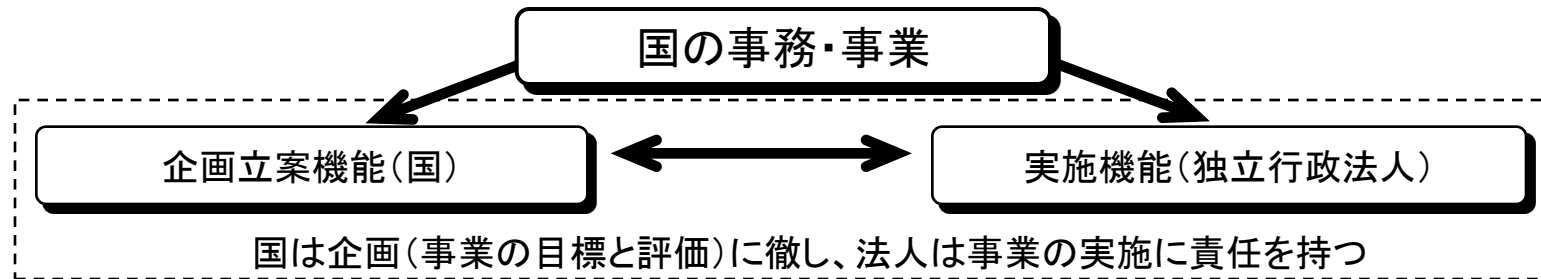
国立成育医療研究センター

認知症患者数 400万人以上(推計)
(厚生労働科学研究費補助金、認知症対策総合研究事業
「認知症の実態把握に向けた総合的研究」(2010年度)より)
運動器症候群4,700万人(推計)
(東京大学医学部附属病院・吉村典子特任准教授・2009年発表より)
長寿医療

国立長寿医療研究センター

独立行政法人制度の概要

<独立行政法人制度の基本的考え方>



<独立行政法人通則法の概要>

独立行政法人

民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある業務の効率的・効果的な実施が目的

設立・運営

- 法人の名称・目的・業務は個別法で規定
- 法人の長と監事は主務大臣が任命、役職員は長が任命
- 役員の名称・人数・任期等及び職員の身分は個別法で定める
- 給与等の支給基準は公務員や民間企業の給与、法人の実績等を勘案して法人が定め、公表

財務・会計

- 企業会計原則
- 毎年度財務諸表を作成、会計監査人の監査、主務大臣の承認(評価委員会の意見を聴取)を受けて公表
- 政府は出資及び業務の財源の交付ができる(運営費交付金)
- 個別法に定めのある場合のみ長期借入・債券発行ができる
- 積立金(剰余金)の用途は個別法で定める。

中期目標 中期計画等

- 主務大臣は、3～5年の範囲で法人が達成すべき目標を設定(評価委員会の意見の聴取)、公表
- 法人の長は中期目標達成のための中期計画を策定、大臣認可(評価委員会の意見を聴取)、公表
- 法人の長は毎事業年度年度計画を策定、公表

評価体制

- 毎事業年度及び中期計画終了後、業務実績につき各府省の評価委員会及び総務省の審議会の評価
- 中期計画終了後、主務大臣による組織・業務の全般にわたる検討、総務省の審議会による主務大臣への勧告

<高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(個別法)>

現在、国の施設等機関である6センターが、6つの独立行政法人として位置づけられた。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（抄） （平成20年法律第93号）

（国立高度専門医療研究センターの目的）

- 第3条** 独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）は、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 2** 独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）は、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 3** 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）は、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 4** 独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）は、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 5** 独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 6** 独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）は、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(国立がん研究センターの業務の範囲)

第13条 国立がん研究センターは、第3条第1項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立循環器病研究センターの業務の範囲)

第14条 国立循環器病研究センターは、第3条第2項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立精神・神経医療研究センターの業務の範囲)

第15条 国立精神・神経医療研究センターは、第3条第3項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立国際医療研究センターの業務の範囲)

第16条 国立国際医療研究センターは、第3条第4項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立成育医療研究センターの業務の範囲)

第17条 国立成育医療研究センターは、第3条第6項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立長寿医療研究センターの業務の範囲)

第18条 国立長寿医療研究センターは、第3条第6項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。
- 二 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 三 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 四 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。